

第29回

政策評価に関する有識者会議

2020年6月23日

金融庁 総合政策局総合政策課

午後2時30分 開会

○齊藤政策評価室長 時間が参りましたので、ただいまから政策評価に関する有識者会議を始めさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、有識者の委員の皆様におかれましてはお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

会議のメンバーにつきましては、お時間も限られておりますので、お手元の配席図をもちまして御紹介に代えさせていただきますたく存じます。

富山委員におかれましては、急遽御出席いただけることとなりましたため、テレビ会議にて御参加いただくこととなります。

当会議におきましては、例年、一般傍聴を募集し公開の形式で開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本日の会議につきましては、一般傍聴の募集は行わず、会議後速やかに会議資料、議事録を公表することとさせていただければと存じます。

本日の議事進行は吉野座長にお願いしてございます。それでは、吉野座長、よろしく願いします。

○吉野座長 それでは、皆様、御多用のところお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

初めに、田原総合政策課長から内容の御説明を頂いて、それから、各委員の先生から御意見を頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。

○田原総合政策課長 本日はありがとうございます。それでは、最初に資料と本日の進め方について簡単に御説明をさせていただきます。

席上お配りしております資料でございますけれども、右の上のほうにA3の資料と厚めの資料で1、2とございます。こちらは令和元年度の政策評価に関する実績評価に係る資料ということでございまして、こちらにつきましては、事前に御説明させていただいておりますので、本日改めての御説明は省略させていただければと存じます。

本日は、委員の皆様事前に御説明させていただいた際に、御質問を頂戴いたしましたところ、その点についてまず金融庁のほうから御説明をさせていただいて、そちらについて御議論いただくという形で議論を深めさせていただければと考えております。

監督局長から順番に、栗田局長、中島局長、森田局長、松尾政立総審、白川総審の順に御説明をさせていただければと存じます。

それでは、栗田局長から御説明をお願いいたします。

○栗田監督局長 監督局長の栗田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうからは、事前に頂いた御質問に従いまして、幾つかお話をさせていただきたいと思っております。

まず地域金融機関の事業者等の支援についてでございます。我々の認識といたしましては、今回の新型コロナウイルス感染症への対応というのは、これまでいろいろ言ってきましたが、伴走型支援や事業性評価といった地域金融機関の取組の真価が問われる局面であるというふうに考えております。地域金融機関は、そういう意味では目利き力を発揮いたしまして企業の事業内容や成長可能性を適切に評価した上で、それぞれの企業の経営課題の解決に資する適切なアドバイス、ファイナンスの提供といった金融仲介機能を発揮していくことが重要であるということになるわけでございます。

ただ、足元は、多くの事業者にとってまずは資金繰りが課題ということでございまして、相当資金繰りが逼迫しているということでございますので、この資金繰りをいかにつけるかということが金融機関にとってはまず優先課題ではないかと認識しております。そのような観点から政府としていろいろな対策を行ってきたところでございますけれども、その中で実質無利子・無担保の制度融資というものがございまして、実はこれは事業者にとって非常に有利な商品設計になってございます。ある意味、事業者がこれを選択されるというのは合理的なこととございまして、その結果、金融機関のこの融資残高が伸びているということ自体は、別にそれ自体が悪いということではないとは考えております。他方で、一部の金融機関において、例えばノルマのようなものを課してこうした制度融資の残高を伸ばすことのみを目的として行動しているというような苦情とございますか、風聞も聞こえてまいりますが、もしそういったことが行われているとすれば適切ではないと考えております。

事業者の資金繰りがある程度落ち着いてきた局面におきましては、次のステップとして、恐らく金融機関には、本来の目利き能力を十分に発揮して、事業者の状況とかニーズを的確に把握した上で、資本性資金の活用なども考慮に入れて本業支援、事業再生支援などに積極的に取り組むことが求められるのではないかと考えております。こうした観点から金融庁では、条件変更などの調査や特別ヒアリングなどを通じまして、金融機関による事業者支援の取組状況を総合的にモニタリングしていくというふうに考えてございます。

他方で、また後でも出てくるかと思っておりますけれども、金融機関が企業の資金需要に応じる中で、当然リスク管理は適切にやっておかないといけないわけでございます。実際問題としては、ある程度の信用コストが発生することは避けられないであろうというふうに考えてございまして、この点についても、健全性という観点からしっかりとモニタリングをし

ていきたいと考えております。

それから、このような地域金融機関によります事業者支援の一環として、事業再生・事業承継ということもポイントになってくるかと思えます。中長期的な視点に立った場合、地域における事業再生・事業承継を進めていくということも重要になってくると存じます。このため、岩間委員の御指摘のように、ファンドとの連携や、これを通じました人材支援、資本性資金の活用も必要になってくると考えてございます。

政府といたしましては、こうした観点から、第2次補正予算で地域経済活性化支援機構、REVICとか、中小企業基盤整備機構などのファンドを通じた資本性資金の強化を盛り込んでいただいております。これらの施策の具体化については今、中小企業庁とも連携して取り組んでいるところでございますけれども、特に人材の確保ということは大きな課題になってくると考えております。人材確保のために地域金融機関が東京のプライベートエクイティと連携をするということも考えられますし、あるいはREVICとの共同ファンドの運用などを通じてノウハウを取得していくということも考えられると思えます。ただ、最終的には、地域金融機関自らが地域の事業再生等を支援していくことのできる人材を確保・育成していけるような主体的な取組にしていきたいと考えておまして、外の力を借りるだけではなくて、自分たちの能力を高めるということも重要な論点ではないかと考えている次第でございます。

次に、新型コロナによる影響を踏まえた、特に地域金融機関をはじめとする金融機関の健全性について、金利上昇リスクや信用リスクをどう考えるかといったご指摘についてでございます。国内金融機関の保有国債のデュレーションは長期化しておまして、特に地域銀行において従前よりも長期の国債を保有する傾向にあるということでございます。地域金融機関の有価証券運用につきましては、低金利継続を背景として、有価証券運用への収益依存度が高まってきているということを踏まえまして、金利の大幅上昇など市場急変時における対応の強化を重点施策として対話を行っているところでございます。対話等を行った金融機関に関してでございますけれども、経営陣の取組姿勢の違いによって進捗に差があるというのが現実かと思っておりまして、金融機関の有価証券運用については引き続きよくウオッチをしていきたいと考えております。

それから、二、三年後のビジョンということを含めまして考えるとどうなるかということですが、金融庁では、昨年6月に見直しを行いました早期警戒制度の下で金融機関の数年後の収益等の状況をシミュレーションいたしまして、足元の実態だけではなくて、将来

にわたる収益性・健全性確保の観点から懸念のある金融機関に対しては、モニタリング、対話を通じて早め早めの経営改善を促しているところでございます。今回の新型コロナウイルス感染症の拡大が地域金融機関の健全性に及ぼす影響についても、こういう中で引き続き注視をしているところでございます。

地域金融機関の経営統合というお話がございまして。これは各金融機関の経営判断に基づく1つの選択肢であるということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大は、事業者にとっても日本経済全体にとっても、ある意味大きな転換点となる可能性があると思っております。地域金融機関においても、店舗運営、システム運用、その他もろもろのビジネスモデルを見直していく変革の機会となる可能性は大きいと考えております。そういう観点から、事業者への対応だけではなくて、地域金融機関が今後どういうビジネスモデルを考えていくのかということも非常に重要なポイントになってくると思っておりますので、その点についてもよく話を聞いていきたいと考えております。

それから併せて、事業者の廃業リスクについてどう考えるかということでございます。当然、地域金融機関は、地域企業の生産性向上を図って、ひいては地域経済の発展に貢献していくということが求められており、そうすることがある意味自分たちの継続的な経営基盤を確保するという性格を持っているということでございますので、地域企業の倒産とか廃業がどうなっているかということについては、金融機関もちろん、我々も関心を持って見ているわけでございます。

足元の事例は、そのほとんどが昨年以前にもう既に業況が悪化していて、新型コロナが最後の一押しになって事業をやめられたというものが大半であると承知しておりますけれども、今後経済が回復していく過程において、地域企業が廃業を選択するのではなくて、事業転換とか事業再生に取り組んでいただくことで生産性の向上を図る、あるいはそうした地域企業とか地域経済の回復が金融機関の健全性をもたらすということが大事ではないかと考えております。ということで、資金繰り支援が一段落つけば、金融機関には個別企業の経営改善だけではなくて、地域の業界再編や地域経済の面的な立て直しということについても重要な役割を担っていただく必要があるのではないかと考えております。個別の事業者の支援はもちろん大事なんですけれども、特に力のある地域金融機関には、そうした広い意味での役割という意味を果たしていただきたいと考えているところでございます。

それから、今回の新型コロナの影響でデジタルトランスフォーメーションを含めました地銀の改革ということが必要になってくるという御指摘がございまして、まさにそのとお

りだと考えております。今回の新型コロナが落ち着いた後というのは、相当デジタルライゼーションが加速するという事で、社会構造も大きく変わっていく。地域金融機関もそれに対応して変わっていかないといけないということは恐らく間違いのないことだと思っております。

もう少し具体的に申しますと、これは個人的意見ではございますけれども、恐らく預金や決済等のマスリテール業務や、多くのバックヤード業務などについては、機械化や自動化等が相当進んでいくのではないかと。ただ他方で、中小企業の伴走型支援等の業務、あるいは個人のお客様の人生設計等に寄り添ったような資産運用等の仕事については、ある程度デジタルライゼーションの恩恵を受けるとしても、しばらくの間はやっぱり人間がやっていく仕事ではないかと考えておりました、やはりこういったところに注力していただくとということになってくるのではないかと思います。地域金融機関は、こうした地域企業に対する経営改善支援などを中心として、お金の仲介だけではなくて、人や情報の仲介といった機能も含めて幅広くビジネスモデルを検討していただく必要があるということでございますので、金融庁としても、業務範囲規制に係る規制緩和などで環境整備を進めていきたいと考えております。

次に、従来の基幹系システムについては、開発に膨大なコストを要するだけではなくて、場合によってはデジタルライゼーションを生かしたビジネスモデルの変革を妨げる要因もなり得るというふうに考えております。金融機関の創意工夫を後押しするために、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブというものを3月に設置いたしまして、金融機関の多様な工夫を後押ししていきたいと考えている次第でございます。

それから、配当制限や国際金融規制に関することでございます。まず配当制限につきましては、欧米を中心にかなり厳しい動きがあったわけでございますけれども、金融庁といたしましては、まずは金融機関の自己資本がどの程度余力があるのかという観点から各金融機関と対話をしてまいりました。その中で、社外流出についても相当議論を行いました。その結果、今般の決算発表を見てのとおりで、一部の銀行においては増配を行ったところもございますけれども、大手を中心にして当面の間は自社株買いは見送る等のアナウンスメントが行われたところですので。今後とも社外流出をどうするかという点については我々としてもよくウオッチしていきたいと考えております。

それから、国際金融規制の関係でございます。今般のコロナ対応ということで、金融機関においては、事業者の資金繰り支援のために貸出などを増加させるということが想定され

ます。そうすると、流動性カバレッジ比率や自己資本比率が低下してしまうという懸念があるわけでございます。国際的に活動する金融機関に対しては、今般のような経済的なショックの際に損失を吸収し、実体経済への信用供与を維持するためのバッファとして、平時から流動資産や資本を積み上げてくださいますということを求めていたわけでございますけれども、金融機関から聞くと、やはり市場などの評価も気になって、こういう自己資本を取り崩すということに関してはかなりためらう声が聴かれています。そういうことで、3月17日には、こういう資本バッファについて、必要に応じて取り崩すことができることを改めて周知をさせていただいたということでございます。先日6月17日のバーゼル銀行委員会のプレスリリースでもそういうことが述べられているというふうに考えております。

それに関連いたしまして、レバレッジ比率規制については、これは日銀の金融緩和政策の拡大に伴って、民間銀行のバランスシートも拡大して、レバレッジ比率が落ちてしまうということが懸念されるということもありまして、一時的に日銀預け金を、レバレッジ比率を算定するに当たって除外するという告示改正を実施いたしました。この点についても、ほかの点についても必要な検討をさらに続けていきたいということでございます。

それから最後に、保険と証券における課題についてのご指摘でございます。まず保険会社につきましては、まさにリスクを引き受けること自体がビジネスになっておるわけでございますけれども、こここのところ、自然災害の多発や激甚化があつて、さらに今回のようなパンデミックリスクの発生も出てきたということで、そのリスクをどうやってコントロールしてリスクファイナンスの担い手としての機能を発揮するのかということは非常に重要なポイントになってまいります。保険会社はもともとこういうリスクの変化だけではなくて、人口減少や低金利など、収益環境的には厳しいような状況にあつたわけでございます。

各社とも当然そういう問題意識は持つておられるわけでございますけれども、それを踏まえてどういうビジネスモデルを構築して、どうやってリスクをコントロールしていくのかということについては、今後ともよく話をさせていただきたいと考えております。この点につきましては、保険会社サイドだけではなくて、我々もリスク管理の高度化に伴う監督の高度化ということが求められると考えています。これに関しましては、経済価値ベースのソルベンシー規制を検討してまいりましたけれども、既に10回の有識者会議を開かせていただいて、近日中に報告書を公表させていただきたいと考えています。

証券会社、こちらも大手、地場、ネット、外資系、いずれの業態においても、やはりお客さんの高齢化が進んでいるということや、手数料の引下げ競争が厳しいということで収益

環境は厳しい状況にあると認識しております。さらに、若年層の個人投資家というのはネット取引とかスマホ取引にどんどん移ってきておりますので、既存の対面営業を中心とした業務運営体制の持続可能ということについても考えないといけないという中で、いずれの証券会社にとってもどうやったら持続可能性なビジネスモデルを構築できるかということは重要な課題になっていると考えております。

当方も、証券課が対応するわけでございますけれども、いろいろな業者の方がおられるということも踏まえまして、大手5社を担当する証券モニタリング室とか、外証を担当する外国証券モニタリング室、あるいは地域の証券会社については財務局の担当ということで、それなりにリソースも投入した上でモニタリングを続けていく必要があるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、保険、証券とも今後ビジネスモデルの大幅な転換が求められているところでございますので、我々としても相応の労力を割いてよくモニタリングしていきたいと考えている次第でございます。

私から以上です。

○田原総合政策課長 中島局長、お願いいたします。

○中島企画市場局長 私のほうからは、銀行の出資規制の緩和についてお尋ねがありましたので。足下、金融機関は新型コロナによる影響を受けた企業に対して資金繰り支援を行っていて、その結果として、今後、企業の過剰債務の問題が出てきて、これに対して資本性の資金が必要になると。政府系金融機関あるいは官民ファンド、さらに金融機関もそこに資本性の資金を出すために出資規制はどうなのかというお尋ねについていえば、この点は昨年の10月に府令改正を行っておりまして、企業の事業再生のための出資についてはかなり柔軟化しております。裁判所の関与要件も既に撤廃し、事業再生計画を第三者も関与して作成すれば、中小企業には既に10年間100%まで出資できるようになっております。

一方で、銀行の出資規制の緩和については別の視点から検討を行いたいと思っております。つまり、銀行自身がこれから収益を上げて持続的にビジネスを行うためには、銀行の子会社・兄弟会社の範囲を広げられないかという点であります。例えば新型コロナの後、金融機関が地域再生の中核となって取り組む、あるいは高齢者へのサービス、あるいはサステナビリティのような分野に銀行が貢献していくときに、今の銀行の業務範囲規制が足かせになっていないか。仮に銀行本体ではなくても、子会社や兄弟会社では業務範囲を柔軟に考え得るのではないかとことも考えております。またこれは事業会社系の銀行は、グループ会社には業務範囲規制がかかっていないということでいろいろな業務をやっているとい

うこととのイコールフットイング、競争条件を整えるという意味でも検討が必要ではないかという問題意識を持っております。こうした点、銀行あるいは金融の将来像にも関わる話でございますので、またこの機会に、今日も御意見を頂ければと思います。

私からは以上です。

○田原総合政策課長 森田局長、お願いいたします。

○森田総合政策局長 森田でございます。よろしくお願いいたします。私からは、4点頂いた御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず第1点目は、主要行等における海外業務とかCLO投資の拡大を踏まえた対応についてでございます。我が国金融機関の海外業務の規模は、リーマンショック後ほぼ一貫して拡大傾向にございまして、市場部門を除いた対顧客部門の収益を見ますと、大体3メガとも内外の比率が6対4ぐらいにまでなっているという状況でございます。それに伴いまして、またCLO等の投資などもありまして、リスクは多様化・複雑化しているというふうに認識してございます。

こうした観点から金融庁といたしましては新型コロナ以前から問題意識を有しておりまして、具体的には、本事務年度のモニタリングにおきましては、米国、欧州、アジアに大手行の検査班を派遣いたしまして、現地拠点のガバナンスやリスク管理について直接対話を行ってきたほか、米国、英国、欧州、アジア等の現地当局とも出張時の面談や電話会議等を通じて密接な意見交換をしているところでございます。

また、日本銀行と連携いたしまして、CLOを含む邦銀の海外投融資の状況につきまして調査を行い、先般その結果の概要について公表を行ってございます。今後とも引き続き注視は必要ですけれども、全般としてはリスクは管理されているというのが結論だったと思っております。本調査は、今後も大手行を対象に定期的に行い、海外投融資の実態について把握をしていく予定とさせていただきます。

また、ドル調達などの外貨流動性リスク管理につきましても、以前よりモニタリング上の重点項目として議論を主要行等とさせていただいております。具体的には、粘着性の高い預金の獲得、市場調達に依存する制約を踏まえた外貨バランスシートの運営、一部のローカルカレンシー、地場通貨管理の状況など高度化に向けた対話を行ってきております。さらに今般、新型コロナの問題もありまして、円投やCD／CPなどの市場機能が一時停滞したこと、また、コミットメントラインの引出率が急上昇したことなどは、今後の流動性リスク管理の高度化に向けた対話のテーマになり得ると考えてございます。

今般の新型コロナ問題を受けた市場の混乱につきましては、特に3月の中旬頃にいわゆるダッシュ・フォー・キャッシュということで、あらゆるアセット・クラスが同時に売られ、その後、各中央銀行の施策により相場は大きく戻し、現在に至っている状況でございます。今後は、世界的な企業部門の過剰債務を背景にリクイディティからソルベンシーへの問題の焦点が移っていくというふうに思われますけれども、委員の皆様方の問題意識を踏まえまして、引き続き金融機関の健全性確保に向けて内外市場動向を注視しつつ、潜在的なリスクに対し早め早めの対応を促すなど、金融機関と対話を行ってまいりたいと考えてございます。

2点目は、ストレステストについてでございます。金融庁では、従前より各行が実施するストレステストの内容を精査しまして、各行と議論を行うことを通じて、各行のフォワード・ルッキングなリスクの把握を促すとともに、ソルベンシーの十分性の把握に努めてきたところでございますけれども、これに加えまして、各行のストレステストの妥当性検証の必要性に鑑み、本年より日本銀行と連携をして策定いたしました共通シナリオに基づくストレステストを各行に実施させているところでございます。今までは各行のシナリオを各行がストレステストをするということだったんですけれども、今年度は日本銀行と金融庁が連携して作った共通ストレスシナリオに基づいて各行にストレステストをやってもらっているところでございます。

その結果を銀行横断的に比較すること及び当局モデルによる結果をベンチマークとして比較することにより、各行におけるストレステストの計測方法の弱点とか、リスク特性としての弱点をあぶり出していきたいと考えてございます。しかしながら、実は直近の共通シナリオというのは、新型コロナウイルス感染症の拡大前に設定したものでありまして、前回の金融危機レベルの世界的景気悪化を想定したものになってございます。次回の共通シナリオにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大による影響をどのように織り込めるかというのは今後の重要な検討課題と考えております。今後社会的な構造変化があると思えますけれども、それをどのようにマクロ経済と金融機関行動のモデルに織り込むかというのももちろん重要な論点と思えますけれども、日本銀行や各国当局ともストレステストの高度化に向けた知見の共有を図りながら取り組んでいきたいと考えてございます。

3点目が、金融庁によるデータを活用した分析についてでございます。金融庁では、これまで例えば主に地域銀行の経営課題に関しまして、地域経済等の状況を踏まえた深度ある分析を行うという観点から、粒度の細かいデータ、これを我々は明細データというふうに内

部では呼んでおりますけれども、その新規徴求や、日本銀行との連携による海外クレジット商品への投資状況等の調査など、モニタリングの高度化に向けてデータを活用した分析に取り組んできたところでございます。

モニタリング部門におきましては、金融機関から徴求する各種データを入手・管理・分析をする上で、まず第1点といたしまして、金融機関及び当庁の負担を踏まえつつ、信頼できるデータベースを構築するという、それから、第2点としまして、信頼できるデータを用いてモニタリング上の仮説を裏づけられるよう、データを加工・分析する人材・能力の向上が必要だというふうに考えてございます。

ただ、もっともデータ分析等はあくまでモニタリングのための手段にすぎませんので、より重要なのは、モニタリング上のニーズ・活用であると考えてございます。具体的には、モニタリング上のどういうニーズに基づき、どういうデータをどういうチャネルを用いてどのように入手・管理・分析をして、それをどのようにモニタリングに活用していくかという、データ活用を巡る一連のサイクルを戦略的に回す仕組み、データガバナンスの構築が不可欠であるというように今、内部で議論を始めたところでございます。

こうしたデータ活用を、分析を深化させていくためには、総合的・戦略的な取組が重要であるというふうな認識に立ちまして、現在、関係者の連携確保も含めたモニタリングにおけるデータ活用を戦略的に行っていくための仕組みづくりについて庁内で議論をしているところでございます。今後、モニタリング担当職員の現場感覚がデータ選定に反映され、フォワードルッキングな分析ができるよう、体制整備を図ってまいりたいと考えてございます。

4点目、これが最後ですけれども、地銀等の地域金融機関におけるビジネスでのITの戦略的活用でございます。新型コロナウイルス感染の影響拡大によりまして、新しい生活様式への対応や働き方改革など経営環境が変化する中で、金融機関におけるデジタルライゼーションへの取組が一層重要になっていると考えております。金融機関がデジタルライゼーションへの取組を進めるにあたりましては、ITガバナンスを適切に発揮し、企業価値の創造を図ることが重要であり、金融機関のITガバナンスの発揮を図ることを目的に、昨年6月に「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」を公表しております。

今事務年度は、ITガバナンスの適切な発揮による企業価値の創造に向けまして、先ほど申し上げたITガバナンスの論点を踏まえて、地域銀行のITガバナンスの発揮や新しいIT・デジタル技術への取組状況などの実態を調査・分析を行うとともに、金融機関とも対

話を実施したところでございます。こうした調査・分析や対話におきましては、新たなIT・デジタル技術の利用は相応に進んでいたものの、中にはITを戦略的に活用されておらず、金融機関によって取組の差が生じており、ITガバナンスが発揮されていないというようなことも見られたところでございます。

例えばクラウドの利用というのは、約8割の地域金融機関が利用しているというふうに答えたわけですが、それはベンダーがクラウドを活用してサービスを提供しているので間接的に使っているということになっていまして、基幹業務システムをクラウド上に構築するのは約1割にとどまっているというような実態が判明したところでございます。

こうした中、本年3月に公表したコア・イシューでは、業務プロセスの合理化を主要な論点の1つとして掲げているところでございます。金融庁といたしましては、金融機関が将来にわたり持続可能なビジネスモデルを構築していく際には、デジタルイノベーションへの取組は重要な要素の1つであると考えておりますので、コア・イシュー、ITガバナンスの論点及び間もなく公表予定のITガバナンスに関する調査結果レポートを活用しながら、金融機関と深度のある対話を行ってまいりたいと考えてございます。

私からは以上であります。ありがとうございました。

○田原総合政策課長 松尾政策立案総括審議官、お願いいたします。

○松尾政策立案総括審議官 松尾でございます。資産運用業の高度化についての岩間委員の御質問にお答えしたいと思います。まさに御質問頂いた資産運用業者のガバナンスについて、社外取締役が少ないんじゃないかといったことや、親会社がガバナンスを発揮し、現場が動きやすい環境をつくっていくことが重要じゃないかといったこと、長期の視点が重要じゃないかという点に関しましては、まさに全く同じ問題意識で、先週の金曜日に「資産運用業高度化プログレスレポート2020」を公表したところでございます。

その概要を簡単に御説明させていただければと思います。インベストメント・チェーンの中で資産運用会社の役割が極めて重要ということ、一方で、国内大手資産運用会社の多くが、グループ内の親会社や販売会社に商品を提供する子会社として設立されてきたという経緯もあって、顧客利益よりも手数料を稼ぎやすい商品を短期間に多数提供するといったような収益が優先されてきたのではないかというような指摘があるというところを踏まえまして、まさに岩間委員の問題意識と同じように、大手資産運用会社とそのグループ親会社との間で、グループ親会社というところが重要だと思いますが、顧客の利益を最優先に考えていただくということで、その中で中長期的に良好で持続可能な運用成果を顧客のために上げ

ていただくという、顧客を1番に置くというのがガバナンスとして重要じゃないかという問題意識でございます。

次に、今後の対応の方向性ということでございますが顧客利益が最優先されるべき資産運用ビジネスに対する親会社・グループ会社による理解と運用高度化に向けた協力・コミットメントが必要ではないかというふうに考えております。

また、こうした親会社・グループ会社のガバナンスについては、顧客利益の最優先ということが重要ではないか。そのためには、先ほど申し上げましたように、親会社・グループ会社の理解・協力が必要であるということでございますし、また、岩間委員の御意見でも触れられておりました、社外取締役を含めたところの顧客利益の観点からの経営陣に対する牽制・監督機能の発揮というのも重要なポイントと考えております。

経営陣による顧客利益最優先・長期視点での運用を重視した経営を行うための経営体制も重要でございます。岩間委員の御意見にございましたように、現場が働きやすいように、運用実務や運用ビジネス経験の豊富なプロの経営者等の確保、また、中長期的な運用成果を追求していくための継続性ある経営体制の確立というようところがポイントでございます。そのほか、「資産運用業高度化プログレスレポート2020」では、目指す姿・強みの明確化や報酬体系というようなことについても見解を記しているほか、モニタリングで認められた事例の経営体制等の好事例として個社名も入れて説明をしているところでございます。

次に、東京都との連携の国際金融センターの話でございます。東京が魅力あるビジネスの場として認知され、世界中から人材、情報、資金の集まる国際都市として発展していくことが重要な課題ということで、当庁における取組として、資産運用などについて、外国から入ってきやすいように、手続を速やかに行うということで、ファストエントリー制度というので金融業の拠点開発サポートデスクを作って、このサポートデスクを通じ、シンガポールで独立した日本人系のファンドなど、20社の業登録が完了したところでございます。

また、いろいろなプロモーション活動を、F i n C i t y 東京と連携して資産運用業者に対するプロモーション活動を実施して、興味を示したところには、ぜひ日本に来てくださいといったことを行い、効果も上がっているところでございます。

あと、最近の取組みとしては、投資運用業の業登録を目指す国内外の事業者向けに、業規制や審査プロセスを解説したガイドブックについて、日本語のみならず英語についても作成し、かつ公表するなど、海外金融事業者の日本拠点の開設を促しているところでござい

す。この中で、今後の話でございますが、岩間委員の御意見にもございましたように、日本に興味を持つ海外の資産運用業者が増えているという話も聞くのでということでございます。この辺りにつきましては、全体としての施策の優先順位というのも金融庁として上げていかないといけないと考えているところでございまして、今後いろいろな要求・要望の取りまとめを含めて施策を展開していく必要があると考えております。

以上でございます。

○田原総合政策課長 白川総審、お願いいたします。

○白川総括審議官 総括審議官の白川です。金融庁の改革について御質問を頂きました。金融を巡る環境が激しく変化しております、国民のニーズも多様化する中で、企業や経済の持続的成長を支えることを通じた国民の厚生を増大というのが我々の、当庁の大目的でございます。これを目指していく上では、金融庁自身が絶えず自己改革できる組織へと変革し、金融行政の質を不断に向上させていく必要があると考えております。そのためには、金融庁の職員が仕事にやりがいを感じ、一人一人が自ら考え、気づき、自由に意見・行動できる組織にしていかなければいけないという意識でこれまで取り組んでまいりました。

現長官の下では、幹部と職員との意見交換の機会、Tone at the TOPや、タウンミーティングを拡充してきましたほか、課室が大き過ぎるためにコミュニケーションがちょっとうまくいかないということで、課や室の中に5～10名程度の少人数グループをつくりまして、1on1ミーティングを実施しているほか、職員の自主的な取組を促す政策オープンラボを開催する等、コミュニケーションの活性化や職員の成長支援に努めてきたところであります。

特に今事務年度は、職員満足度調査の結果を見たところ、正直言って成績が悪かったものですから、特に若い人の満足度が低いということだったので、局課室ごとに課題を設定して、それを少人数グループで議論するということからスタートをいたしました。職員一人一人が自分ごととして課題と向き合い、行動するための枠組みとして、その少人数グループを核とした幹事会を立ち上げ、ここが長官とか各局幹部と意見交換をするというような仕組みをつくりました。こうして日常的な課題から中長期的に組織的な検討を要する課題まで幅広く今議論をしているところでございます。

このほか、一部の少人数グループでは、職員一人一人の気づきを業務に生かし、グループとしてより良い政策を企画・立案・実行することや、互いに支え合いながら共に成長することを目指して取り組むというパイロットプロジェクトというようなものも行っているところ

ろであります。今後もこのような取組を継続して、職員の主体的な行動を促し、多様な知見を取り入れていくとともに、良い取組を庁内で共有し、また、意見を交わすというような好循環をつくり出していくことが重要だと考えております。

以上です。

○田原総合政策課長 金融庁からの御説明は以上でございます。御意見よろしくお願いたします。

○吉野座長 どうもありがとうございました。それでは、委員の先生方から、お一人大体5分程度で御意見を頂きたいと思います。順番で多胡委員からよろしいでしょうか。お願いたします。

○多胡委員 どうも多胡でございます。御説明ありがとうございました。私のほうは、やはり新型コロナ絡みで幾つか質問させていただいたんですが、ただいまの栗田局長の御説明にもあったんですが、今回の新型コロナで一番明快になったのは、廃業リスク、これが予想以上に大きいという感じを正直持っております。それで、当然ながら、いわゆるリクイディティにしてもソルベンシーにしても、それなりに資金はついている状態が、形が出来つつあるわけですが、企業側は、端的な言い方をすると、リーマンショックのときに借りたお金をやっと返したと思ったらまたかといった、こういう感覚が非常に強いのです。リーマンショックのときは恐らく中小企業の社長さん方の平均年齢は50代後半から60、今は70を超えているんですね、恐らく。それで、ここで5年10年、場合によっては15年の資金の借入れというのはとても厳しいと。

それで、金融庁のほうで公表した数字として、銀行における返済猶予等の条件緩和が99%行われているということは、新聞報道もされていて、3月のデータですが、確かにこの比率は高いですが、現場で見ると、無言の圧力で条件緩和をさせないといったような優越的地位の濫用をしているような金融機関が非常に多い。条件緩和だったらニューマネーを借りなくてもいい状態だけでも、そこはなかなか応じてもらえないと。しかるに100%保証のいわゆる無担保・無利子が出た途端に、ノルマを足して増やすと。こういったような金融機関の姿勢に対して借手のほうは、これ以上の借入れはきついな、もう年齢も70超えたしと、今こういう状況になっているんですね。

ですから、これは森田局長のほうで社会的構造変化を踏まえたストレステストというお言葉があったのですが、廃業が急激に増えることに注目したい。債務超過になる前に廃業したいという声は少なくない。特に東京や大阪、名古屋の近郊というのは、例えば、不動産賃

貸業へ容易に業種転換ができる。事業者の数が急激に減る場合のストレステストというのが今までの議論の中ではあんまりなかったと思うんですね。ストレステストといえば、信用リスクであったり、金利であったり、そういうものだったのですが、いわゆる地域がなくなってしまう、顧客基盤、収益基盤がなくなってしまうリスク、これが実は一番怖い。この点について最近恐ろしさを感じています。

やはりこれも1つの例ではありますけれども、大田区については新聞でも取り上げられていましたけれども、事業者の廃業に伴うリスクが大変だという工業会会長の言葉がありました。一方で、金融機関がしっかり、お金のみならず将来の事業の展望とかについても相談に応じている地域ではあまりこういう意見が出ていないんです。やはり金融機関の姿勢によって大分違う。という、大田区をベースにした金融機関は何やっているんだという話になるんですけども、実はそういうところがあるんですね。ですから、新しい社会的構造の変化を踏まえたストレステストの話、それと、先ほどの廃業リスク、ここはリンクして考える必要があるんじゃないかというのが、今回の新型コロナの感染拡大を受けた私なりのこの数か月の中の思いでございます。

それから、あともう一点、これは事前には、問題意識を十分に御説明していないんですけども、コア・イシューのところですね。コア・イシューというのは3月31日に公表を行い、これからというときに新型コロナの問題が大きくなってしまったので、なかなか探究的な対話できていないという、恐らく金融庁側としてももどかしさがあると思うんですけども、結局、経営トップもしくは経営陣次第で金融機関は変わり得るんじゃないかと思っています。1つの端的な例を言いますと、2年ぐらい前までは不動産賃貸融資が専門ではないかとも思えるような某銀行があったわけですけども、頭取が替わってから全く変わったんですね。いわゆる事業性評価をしっかりとやって、お客さんのミドル層の事業再生をやるようになるといった、頭取1人替わっただけでがらっと変わると。こういう例は幾つかもう既にあるわけですね。

それで、現場はどうかといえば、金融庁で、ちいきん会や地域課題解決チームがいっぱい接点を持っていろいろ情報を得たりしていると思うんですけども、地域金融機関の現場の若い人たちは変わってきています。これは先ほど御説明ありました、白川総括審議官がおっしゃった金融庁の改革の影響ですね。その金融庁の改革と、それから、地域金融機関の若手の人たちの意識変化というのは、これは明らかに出ています。ところが、現場は変わりつつあるけれども、トップはどうか。そうすると、やっぱりここはコア・イシューに期待

するところが非常に大きいと私は思っています。

振り返ってみると、もともとリレバンのスタート時は、地域金融機関というのは、お金だけじゃなくて、地域屈指の人たちがいます、情報ネットワークがあります。これを地域のためうまく還元することが念頭にありました。これも先ほど栗田局長のお話にありましたけれども、地域を面的に立て直していく。もともとリレバンの2003年の議論のスタートはこれだったわけですね。だから、そもそも地域金融機関にはこういう任務があると。

それで、あと2点加わるんですけども、1つは、これも金融庁でこの一、二年、特に今事務年度ですか、規制緩和をしっかりとやられたおかげで、多種多様なビジネスモデルを描ける環境が整備されているんですね。それから、もう一つの最後の点ですけども、今度は株主サイドです。これもSDGsもそうですし、それから、去年のアメリカの企業経営者たちが議論をして、株主サイドが短期的な結果だけを求めるんじゃない、つまり、株主サイドからの短期的なプレッシャーはなくなったということで、地域銀行の経営サイドは時間軸が取れるようになった。

つまり、時間軸が取れて、多様なビジネスモデルが描ける環境が整備されて、それから、そもそも金融機関にはヒト・モノ・カネ・情報・ネットワークがある。要は、それを使って経営者ができるか、できないかという経営の問題なんです、はっきり言って。だから、この部分を探究型対話の中でやはり金融庁のほうで金融機関の経営者との間でしっかりやっていたら。地域金融機関の現場の若い人たちは変わっています。今こそ上の人間が変わらなきゃいけない。ここが改善すれば地域金融機関の問題というのは少し光が見えてくるんじゃないか、こういうような感じでございます。まさに今年金融庁でいろいろやられたことが全部こういう形でつながっていくんであろうと思っておりますので、その辺ぜひともよろしくをお願いします。

以上です。

○吉野座長 どうもありがとうございました。引き続き、翁委員、お願いいたします。

○翁委員 御説明ありがとうございました。事前に私からも申し上げたいろいろな御質問に対してお答えいただきまして、金融庁の対応、大変よく分かりました。

やはり今、銀行を取り巻く環境というのはすごく厳しくて、監督局長からもお話ございましたけれども、今ここ1年間の中小の金融機関が購入している国債は9割が20年とかそういう長いものになっていて、先ほどもリスクのお話をされていましたが、そういう意味で大きな金利上昇があったときのリスクも高まっております。現時点でも厳しい

わけですけれども、この低金利の環境はまだまだこれからも長く続く状況なので、どういふふうに収益を稼いでいくかということを経営自身が考えていかなければいけない状況というのは引き続きこれからも続くだろうというふうに認識しております。

さらに、今回の新型コロナの問題で、今、多胡さんからもございましたけれども、様々な信用リスクも抱えていくというような状況でございますので、やはり中小企業向け貸付のところを中心として金融機関厳しいと思っております。

ただ、この新型コロナの問題というのは、一方で大きな改革の機会でもあると思っております。日本経済はもう長く付加価値生産性が上がらないということで、いろいろな成長戦略をいろいろやっていますけれども、全く生産性が上がらない状況が続いてきたんですけれども、今いろいろな大きな変化の兆しが出ています。リモートワークやオンラインでの様々なビジネスモデルを考えると、そういったことをありとあらゆる事業者が今考え始めているという状況だと思っております。ですから、もともとデジタル・トランスフォーメーションの流れというのはあったわけですけれども、これで非常に大きく変わるという状況でございますので、金融機関はこういったときこそ、取引先の企業に対してどういふサポートをしていくかということが問われるというふうに私も思っております。

先ほど栗田監督局長からお話がありましたけれども、多胡さんもおっしゃっていましたが、面的立て直しのお話しは、やはりこれから都市部に非常に集まっていた人たちも地域に在住してリモートで働くようになったり、地域というのがこれから一層着目される状況になってくると思います。そういう意味で、地域で地銀が果たす役割は非常に大きいのではないかと。やはり地域で大学と組んだり、企業と組んだり、自治体と組んで、やはりエコシステムをつくって地域全体を活性化していくといういいチャンスでもあると思っております。いろいろな規制緩和をされて、人材の紹介なんかもできるようになってきていますけれども、そういった意味でやはり地域を立て直していくということに地銀が大いに力を振ってほしいなと思っております。

先ほど資本をどうやって入れていくかということも大きな課題だと中島局長からお話ございましたけれども、銀行自身の持っている人材というのは、預貸ビジネスモデルのところで止まっていて、なかなか事業再生とか承継をどんどんやっていくというような人材が育っていないわけですけれども、人材を育てながら新たに地域を中心に企業を資本も支援していくというようなことができなければ、私は金融機関としての役割を果たせるのではないかと思っております。ただ、その人材育成をどういふふうにやっていくかということ

がやっぱり、このコア・イシューでもそうなっているかと思うんですけども、最大のテーマだと思っております。そういったビジネスモデルの改革とともに、人材をどうやって活かしていくか、そして、長らく大きな課題であった付加価値生産性をどう上げていくかということに金融機関として取り組んでいただきたいと思っています。そういった方向で金融庁としてもぜひ今後ともお取り組みいただきたいと思っています。

森田局長からは、いろいろなストレステストの話とか、CLOの状況とかをお話しいたいて、現状ではまずは状況としては踏ん張ってやっているわけですけども、お話もございましたけれども、これからいろいろソルベンシーの問題が出てくるかと思っておりますので、しっかりとグローバルな観点とともに、マクロプルーデンスの視点からもしっかりこの問題に対処していただくというのが非常に大きな課題だと思っておりますので、引き続きお願いしたいと思っています。

最後に、松尾政策立案総括審議官からお話がありましたけれども、やはり東京国際金融センターについては、やはり今非常にグローバルにいろいろなリスクが高まってきていて、政治的な安定は日本は比較的好いと思いますし、新型コロナの状況も比較的、ファクターXが何かということはまだ分かりませんが、他国に比べて安定的に対処できているというようなこともございますし、やはりこういった情勢の中で東京金融センターを今こそやっぱり推進していくというのは大きな課題だと思っております。税とかそういうことにも踏み込まないのかなというふうには思っておりますし、やはり長年この問題は取り組んでいてうまくいかなかったわけですけども、トータルに政策パッケージとして何が打ち出せるのかということをぜひお考えいただきたいなと思っています。

以上でございます。

○吉野座長 どうもありがとうございました。それでは、岩間委員、お願いいたします。

○岩間委員 いろいろありがとうございました。私は運用のほうについてかなりいろいろ申し上げて、お答えいただいてありがとうございました。

今ちょっと私、考えておりますのは、資産運用業と地域創生というのはどう結び付くかということでございます。いろいろな試みがおありだと思うのですが、特に事業再生だとか事業承継というときのノウハウというのは、ある意味、ファンドにかなりあると。プライベートエクイティ、ベンチャーキャピタルもそうだと思いますけれども、かなりあると。

それで、そういうところにお金が出せる、地域の再生にお金が出せるようにしていくにはどうしたらいいかということで、もちろん地銀が主体を担うというのはそうだと思うんで

すけれども、私の過去の経験でいうと、一時、地銀さんがそういったことに手を出したときに、必ずしもうまくいかなかったということがありまして、私が保険会社にいたときに担当させていただいていた地銀さんもかなり苦労されたということがございまして、そのときに子会社でベンチャーキャピタルを作られたところにトレーニーを出していただいて、いろいろ協力させていただいたことがあるんでございますけど、そういったことがうまく結び付くと両方ウィン・ウィンになるということがあるので、それがもうちょっと組織的にできるよになると1ついいかもしれないと。

それにはお金が出なきゃいけないで、これは私が思うには、年金のお金は時間軸が長いですから、オルタナティブなポートフォリオを広げるという意味でも、そういった方向に、もちろんちゃんとデューデリができて、フィデューシャリー・デューティーを守るところにしか行かないというのは当然でございますけど、そういった方向にある程度ポートフォリオのダイバーシファイドも含めて、展開するようなことができると、いろんな要素がかみ合っていていい方向に行く可能性があるという具合に、個人的ですが、思ったりしております、金融庁の御自身のお仕事からはちょっと外れるところがあるかもしれませんが、ただ、それについてはやっぱりいろいろ考えなきゃいけない。

さらに言うと、アセットオーナーということである、いろいろスチュワードシップ・コードなんかでもお考えいただいて、いい方向に行っていると思うんですけど、運用の高度化といったときに、私くどのように申し上げますが、良質なエマージングマネジャーが育つような環境というのが必要で、さっきのプライベートエクイティもある意味そうかもしれないけれども、アセットオーナーが懐の深いところがそういうところをしっかりと見ていくということができるようになると、少し進展するんじゃないかと。

欧米なんかでもそういうことはやられていますので、日本の場合にはちょっとなかなかそれが進まない。東京都がちょっとやっていますけれども、なかなか実を結ぶ状況にはないという状況なので、そういったことについてもお考えいただけるといいなと思っております。

それから、いわゆる監督当局のグローバルないろいろな意見交換ということ、非常にいいことだと思いますけれども、今、私がちょっと手伝っております運用会社というのは、日本の会社には珍しい、ある意味グローバルな体制を取っておるわけですがけれども、その会社自体もそれぞれの国の特有のレギュレーションがあつて、それを本部のある東京でどうやってちゃんとしっかりと統括して、現地とうまくやっていくかということが、これは日本のグ

ローバルに展開している運用会社が全て遭遇している問題だと思うんですけども、その運用会社における知見がどの程度高く十分備わっているかというようなことは、監督当局から御覧になると、ある意味1つ見ておかなきゃいけないところだと思いますし、監督当局同士がそういった意味で情報交換されているのならば、そういったことについて、限界はあるかもしれませんが、情報ノウハウのシェアをさせていただくとか、そういったようなことがある意味、運用の高度化にも間接的につながっていく。そういったことも考えられるんじゃないかと思っております。

なかなか運用の高度化が進まないのをございますけれども、それでもやはり先ほど御紹介いただいたプログレスレポート等にございますように、焦点を当てるべき問題点があつてきたということは間違いなくて、それを業として、産業としてちゃんと国民の期待に応えるためにどうするかというと、やっぱり親会社、大株主がどう見るかということが最大の 이슈で、そこがちゃんと理解をすれば、ちゃんとまともな監視をすれば、いい方向に行くのは間違いのないと思いますので、金融庁お考えの方向性というのは非常に正しいことだと思いますし、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思う次第でございます。

○吉野座長 どうもありがとうございました。それでは、岩原先生、お願ひいたします。

○岩原委員 詳細な御説明頂きまして誠にありがとうございました。私が御質問したこともほとんど丁寧に答えていただきましたので、今それほど付け加えることはないのですが、私もやっぱり今一番心配なのは、もともと金融が非常に厳しい、特に地域金融機関を中心に収益性が低下して、金融機関の機能自体が低下しているようなところがある中で、こういう新型コロナの事態が発生したときに、それにどう対応するのかというのは非常に一番心配するところでもあります。

こういう新型コロナの事態になって、まずはキャッシュフローの供給が当面一番大切でありますので、それに対する手当てを非常によくされているということは御説明で伺うことができました。

ただ、例えば、この度、金融機能強化法も改正されたようでありますし、そういう形でキャッシュフローの供給というのにかなり手が尽くされていると思うのですが、一方で、逆に、今は非常時ですから、そうやってとにかくキャッシュフローを供給して、非常事態をしのいでいくということは非常に重要でありますけれども、少し先まで考えますと、やはりそこからノーマルな状態に戻っていく道筋も考えておく必要があるのではないかと思います。

金融機能強化法は公的資金を期限なしでどんどん供給するようなことになっているわけ

でありまして、そういうことが最終的な金融の規律を損なうことがないように検討していただきたいと思います。

現在のような状況で与信を拡大しますと、当然、債権償却引当金などの実務もフォワードルッキングに考えて、体制をきちんと作っていく必要があるわけでありまして、そういうことについてもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

先ほどお話がございましたストレステストも、今までのリーマン危機を前提にしたストレステストだけでなく、まさに新しいこういう事態に備えたフォワードルッキングなストレステストをぜひよく考えて、実施していただきたいと思います。

それから、非常に問題が多いのは特に地域金融機関ですが、メガバンクなどにおきましても海外与信のリスクが非常に高まっていると思われれます。例えば、外貨資金調達についても短期の資金調達にかなり頼って、日本の金融機関の外貨のカレンシーの調達が非常に膨らんでいるようであります。FRBが非常に積極的な資金供給をやっていますから、現在はそれで回っていますけれども、この先を考えると、やはりそこら辺もきちんとモニターし、そして行き過ぎにならないように、FRB等の方針が変わったときにきちんと対応できるように検討していただきたいと思います。

こういった根本問題を考えると、金融機関のビジネスモデルがどのようになるべきかという根本を考えていく必要があると思っていまして、先ほど銀行の出資規制のお話もありましたけれども、出資規制を変えらるるとして、それによってどういうビジネスモデルが生まれて、実際それで金融機関がより収益性を上げ、より社会的な機能を高度化させることにつながるのか、そこを海外の場合との比較等を通じて、きちんと検証する必要があるのではないかと思います。

海外で見ますと、バンキングとコマースの分離をしているのは日本とアメリカなど限られた国で、バンキングとコマースの分離をしていないのがヨーロッパ諸国など、世界ではむしろ主流であります。そこで、そういうバンキングとコマースの分離していないことで、どれだけ金融機関の収益性に差があるか、あるいは機能にどれだけ意味を持っているのか、これは検証してみないといけない。

ドイツなどを見てみると、バンキングとコマースの融合を認めても実際どれだけ本当に意味があるのかなと実は疑問にも思うところがありまして、そういうところを含めて、金融機関の在り方についてぜひ金融庁としてよく考えて、将来像を考えていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○吉野座長 どうもありがとうございました。

ウェブで御参加の富山先生はおられますか。もし御意見ございましたら、一言お願いいたします。

○富山委員 御説明ありがとうございました。私も頂いた説明については、非常にいろいろ検討されていて、特に強いコメントはないのですが、この点も触れられてはいたんですけども、実は特に今のコロナショックから今後に向けての状況というのは、いろんな意味で既存の仕組みがよくも悪くも壊れる状況でありまして、ある意味、日本の経済がずっと抱えている宿痾というのは、高度成長期の時代に出来上がったいろんな仕組みの経路依存性というのが物すごく高くなっていて、これは金融もしかりなんですけど、その経路依存性がなかなか壊せなくて、ここに来てしまった、ここに至ったという経緯があると思います。

いろんな意味でデジタル・トランスフォーメーションが進まないのも、実はそういう問題が背景に強くあるわけで、そう考えると、ある種危機的な状況といたしますか、いろんなものが破壊される状況は経路依存性が下がるので、ここで考えないといけないことは、この危機をどう乗り切るかという問題、あるいは経済システムや金融システムが不可逆的に壊れないようにどうするかという問題と同時に、この経路依存性が下がっているところをある意味奇貨として、いろんなイノベーションや滞っていた変革をどう進めるかというのが鍵だと思っています。

そういった意味で金融庁の、むしろある種、両利きみたいな話になってしまうのですが、この両方をどう押し進められるかというのが今後の金融行政の極めて重要な 이슈だと思っています。

その脈絡で、逆に、これはやっぱり気を付けたほうが良いなと思うのは、今、いろんな会社が危機に瀕していて、地域の会社も非常に厳しい状況になっているわけです。私どもが関わっている地方の公共交通機関なんかも非常に厳しい状況になっているのですが、ただ、その一方で、こういった地域の産業の多くが、実はやっぱり企業の数が多過ぎて、一方で、そんな優秀な経営者ばかりではないので、むしろ、それを引っ張っちゃって債務超過になる前、資産超過のうちにリタイアしてもらったほうが、会社としても、また、社会的コストの面から、いい場合もあるのではないかと私は思っています。

むしろこういう状況というのは、例えば、金融機関にしろ、バスにしろ、公共交通機関にしろ、例の独禁法の改正も今回ありましたが、むしろ淘汰再編をする大変なチャンスにもな

るんですね。

そういった意味合いで考えると、一連の危機救済的な業務が、過去どちらかというところと多くの場合、むしろ再建の見込みが乏しいような企業を存続させてきたような経緯もやっぱりあると思います。我々が産業再生機構をやっているときは、とにかくそうした企業を作らないということを非常に強い使命感を持ってやっていたので、ある意味では、必ず我々は淘汰再編をするという前提の業務を17年前にやっていましたが、その後のいろんなもろもろのリーマン・ショックのときの危機対応についても、結果的、再建できないまま存続する企業を作ってきた経緯があるので、一方で、これはすごい難しいバランス舵取りにはなるんですけども、この危機的状況を乗り切るといふことと同時に、ほぼ雁行的にというか、重なり合いながら、ここは淘汰再編を進めて、会社単位で退出すべきものは退出してもらって、あるいはほかの会社にくっついてもらって、あるいは優秀な経営者にむしろ経営権を譲ってもらってという流れをどう妨げないかということが大事で、ある意味、これは私は特に地域においては、そういう意味で言うと、ここは分かれ目だと思います。

要は、地域経済において、緩慢なものを緩慢に停滞させ続けるのか、この状況をターンアラウンド、要は再成長への、いろんなイノベーションを取り入れながら再成長へ転換する転換点とするかというのは、今回、非常に大きなチャンス、ピンチでありチャンスであるので、そこで地域金融機関の役割、それも今日指摘ありましたが、物すごく大きいと思います。

そういった意味で、ぜひぜひ金融庁のほうからも、そういった両利きの、非常にバランスを取っていかなきゃいけないんですけど、難しい舵取りではありますけれども、非常に貴重なチャンスなので、その後押しをしてもらえたらすばらしいなと思っております。

以上です。

○吉野座長 富山委員、どうもありがとうございました。

それでは、最後に私も幾つかコメントさせていただきたいと思っております。非常に事前の質問にきっかりお答えいただきましたけれども、幾つかコメントさせていただきます。

1つは、新型コロナによる悪影響を軽減する措置として制度融資が行われていますが、本来であれば、一時的に悪くなって苦しくなっている中小企業であるのか、それとも構造的に業績が悪いのか、見極めて、対処する必要があると思っております。

新型コロナの影響により構造問題に直面してしまう企業がたくさん出てくれば、最後は、国の制度融資のところ赤字が溜まることになってしまうと思っております。そうすると、国債の大幅な赤字と制度融資による大幅赤字で、日本の民間企業は、それほど、赤字にはならなか

ったけども、採取的には、国が全部赤字を負うことになる可能性もあると思います。

また、金融機関は、預金の満期と国債運用の満期のミスマッチを避けるため、10年以上の国債の保有は、推奨されませんが、10年満期以下の期間の安全資産を買おうと思ったら、国債金利はマイナスですから買えない。そして、プラスの金利である長い満期の国債は買わないことが推奨されるとなると、民間金融機関の国債購入行動は、非常に難しい局面に追いやられているのが現状ではないかと思います。それでは、何をしたらいいのでしょうかというのが第一点目です。1つは社債とか、もう少し違う債券市場が日本で発達し、優良な企業への資金配分が債券市場を通じて行えるような市場整備の促進が必要であると思います。

2点目は、先ほど岩間委員や皆様からありましたが、金融業の大きなリシャッフルというのが、今のピンチはチャンスですから、ぜひ考えていただきたいと思います。1つは預金・貸出を行う金融業（預金保険で保護された部分）と、もう一つは、ファンドとかキャピタルとか投信を通じる資金の流れという、2つのチャンネルがあるわけですが、今までは投信がなかなか売れず、地方でのキャピタルマーケットが発達しませんでした。しかし、このチャンスに何とか、預金・貸出ではない資金の流れを作り出し、地方も含めたある程度のリスクマネーが流れる市場へと進化させていただきたい。それは生保にも関係していると思います。昔は日本人は預金か生命保険だったわけですね。長期のところは生命保険。しかし、生命保険や損害保険も、現在は、さまざまなリスクにさらされているのですから、生保のような長期のところにも、投信のような形で、リスクマネーを吸収し、運用に向けられるよう、短期、中期、長期のリスクマネー市場を育成し、「預金/貸出」と、「キャピタル市場」という2つの両輪により、うまく資金が流れ、それが地域への活性化にもつながるといことが望まれます。

3番目はストレステスト、諸先生がおっしゃっていましたが、ストレステストは私の見る限りは部分均衡であり、ある変数が変化したときに、どのようにその変数が他の変数に影響するかという部分均衡だけを見ていると思います。今回の新型コロナは、経済の全部が影響を受けているわけです。コロナにより、企業活動も変化し、金融機関の行動も変化し、日本銀行の政策も違う行動となっており、構造系のところを見て、あるストレスが起こったときに、どういう波及経路を通じて、他の変数が変動して行くかが見えなければならないと思います。このようなモデル分析は、現在のストレステストでは、行われていないように思います。構造的なところをしっかりと捉えたモデルに基づくストレステストが必要であると思います。

また、データ活用に関しましては、先ほどモニタリングのためのデータということについて御説明ございましたが、それも1つ重要だと思いますが、さらに加えれば、IT戦略なり、資産運用戦略なり、さまざまなデータから、今、何が悪いのか、どう変革すればよいのかを考える判断となるようなデータ分析を進めていただきたいと思います。

現場の方々の判断に加えて、データ分析による判断の両輪が必要であると考えます。モニタリングあるいは検査・監督のためのデータ分析、それからもう1つ、中長期的な戦略を考えるための地道なデータ分析、それによって行政を変えていくということが必要ではないかと思います。

最後に、今日お話がなかったんですが、グリーンボンドが最近海外で、盛んに、発行されています。日本は財務省がグリーンボンド（グリーン国債）を発行しなかったのですが。海外はどういうようになっているかといいますと、グリーンボンドの定義が、15項目程度あり、そこに当てはまっていればグリーンボンドと呼んで発行しています。私から見ますと、80%グリーンで20%グレーでもグリーンボンドとなります。それから、60%グリーンで40%グレーでもグリーンボンドになってしまうのです。

スウェーデンでは、3年から7年ぐらいの銀行向けのグリーンボンドがたくさん発行されています。それを銀行が買うと、スウェーデンの銀行はグリーンを重視しているということになってしまいます。また、デンマークは長期のグリーンボンドを出しており、生命保険や年金が購入しています。そうすると、デンマークの生保は随分グリーンのことを考えていると、こういうように見られてしまうわけです。

逆に日本は、グリーン国債を発行していませんので、日本の金融機関は、グリーン国債を購入できませんので、日本の金融業は、環境（グリーン）を軽視していると格付けされてしまうことを恐れます。

さらに、グリーンバンキングというのが海外で言われています。これも、グリーン国債と同じです。「90%グリーンで10%グレー」でもグリーンバンキング。それから、「60%グリーンで40%グレーでもグリーンバンキング」となり得ます。こういういいかげんなことが、今、世界で起こっていて、そこが潮流になりつつあり、欧州の金融機関は、「我々はグリーンを重視している」と。そういうことで格付けを付けられてしまうと、日本の金融業は、真面目さのために、却って損をしてしまうことを危惧します。

英語の論文で、この点を、一生懸命に指摘しているのですが、この業界では、グリーンを売り物に商売を行っている人たちが多く存在しています。グリーン投資について、コンサル

ティングしている会社も多数存在します。このような中で、日本は、今後、グリーンボンドとかグリーンバンキングに関して、どのように考えていったらよいかという点は、非常に大きな論点になると思います。

最後は、2つあります。シンガポールと香港、先ほど皆さんおっしゃいましたように、香港が今大変ですから、アジアの金融市場を、香港から東京に持って来れば、東京金融市場の活性化につながるという機運が高まっています。シンガポールがなぜ強いかといいますと、インド系と中国系とマレー系の人達がシンガポールにはいます。それから、シンガポールには、アングロ・サクソンの人もいます。アングロ・サクソンの人たちは欧米と結ぶチャネルを持っています。中国系の人中国とシンガポールを結び付けます。中国語をしゃべれる中国人がシンガポールにはいるからです。インドとシンガポールを結び付けるのは、インド系の人達です。インドネシア、マレーシアなどとシンガポールを結び付けるのは、マレー系の人達です。こういう3つの民族がいること、英語が第二外国語として、街中でも通じるという強みを持っています。東京にアジアの金融市場を持ち込むためには、シンガポールに、いかに負けないように東京をするかということがキーだと思います。それがなければ、「掛け声」だけに終わって、結局、香港のビジネスは全部シンガポールに移動するということになると思います。

最後は、金融庁の人材の育成、これは非常に重要だと思います。私は外から見ているので、内部のことは分かりませんが、それぞれの職員の方にやる気を持っていただき、それぞれの業務がどのように金融行政と関係し、日本全体の行政に貢献しているか、こういうことが金融庁で働く皆さんが認識できれば、「やる気のある職場」となるように思います。

以上でございます。

これで皆様方から御意見を頂きましたので、本日頂きました御意見を踏まえまして、最後、私に御一任いただいて、まとめるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉野座長 どうもありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと思いません。

最後に、遠藤長官から、皆様の御意見を踏まえて、一言お願いいたします。

○遠藤長官 いつもながら極めて刺激的かつ有益な御意見をたくさん頂きまして、ありがとうございました。

事前に委員の皆様方からの関心事項、問題意識というものをお聞きして、冒頭、我々の今

進めている対応について、少し長くなってしまいましたけれども、答えさせていただいたところでございます。

その後、委員の皆様方からまた追加的ないろいろ問題意識を頂きまして、私、一つ一つについてお答えすることはできませんけれども、総じて同じ方向性、同じような問題意識を我々自身もやっぱり共有させていただいているなということを感じました。

いろいろ御指摘いただいた問題というのは、今まさにコロナ禍ではありますけれども、コロナ禍が起これなくても、我々が対応しなければいけない問題というのが多々あったんじゃないかなというように思いますし、コロナ禍が起こったことによって、今後ポストコロナの時期において、要するにそういう課題というのがより一層明確になった、時間軸も短くなったという形で、これは本当に取り組まなければならない課題に明確に、しかもスピード感を持って対応しなければならないということが我々行政として直面している問題なのかな、課題なのかなというように感じております。

特に、地域経済、地域企業の話が多々御指摘されましたけれども、こういった問題に関しては、これまで人口減少でありますとか、あるいは高齢化という中で、徐々に徐々に地域経済が厳しくなっている、あるいは地域企業の経営が厳しくなっている、過剰債務を抱えているといったことは指摘されてきたわけでございますけれども、今回のコロナ禍の経験を踏まえまして、そういった中の改革というのを、例えばデジタル・トランスフォーメーション等の流れも入れながら根本的に変えていかなければいけないということだと思います。

その中核になるのは、恐らく地域の金融機関だろうという可能性を提示していただきまして、その地域金融機関というものをどういうように活躍してもらうのかというのは、かなり金融行政に依存している部分がありますので、そこは我々も地域金融機関と同じ目線で、地域の企業、地域の経済というものをどういうように変えていくのかということを考えていかなければいけませんし、その際に、金融機関はどうなるんだということがございますので、この金融機関自身の健全性と仲介機能の発揮、それから金融機関自身の将来というものとの在り方、これは金融機関のビジネスモデルの話もありますし、そのビジネスモデルを引き出すための規制というのを今後どういうふうに考えていくのかということについて、これは本当に金融庁が考えていかなきゃいけない真正面の問題でございますけれども、そういったことも検討していかなければならないなというように思っております。

地域に限らず、日本全体としてどうなのかとか、国民の安定的な資産形成ということにおいて、今後の資産運用業というものをどういうようにしていくのかや、外国からの資産運用

業が進出しやすいような、日本を一大国際金融市場にするためにはどういうようにすればいいのかというのも、これもこれまでであった課題なんですけれども、やはり世界のアジアの今の状況というのを踏まえて、1つの日本の市場というものをよりプレゼンスを増す、そういったタイミングかなというように思っておりますので、そういったことに資するような施策として我々どういうことができるのかということについても考えていきたいと思っております。

ということで、いろいろ御指摘いただきまして、我々も改めて刺激を受けまして、また今後いろいろと施策というものを検討し、それを打ち出していきたいと思っておりますので、引き続き委員の皆様方には御指導、御示唆いただければ非常に我々としてありがたいなと思う次第でございます。

本日はどうもありがとうございました。

○吉野座長 遠藤長官、どうもありがとうございました。

それでは最後に、事務局より連絡事項をお願いしたいと思います。

○齊藤政策評価室長 本日はお忙しい中、ありがとうございました。本日の御議論を踏まえました政策評価の実績評価書の修正につきましては、要否も含めて、吉野座長と御相談の上、委員の皆様方に御連絡させていただきます。

また、政策評価実績評価に関する資料及び議事録につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、速やかに公表させていただきますけれども、公表に先立ちまして、委員の皆様方に議事録の御確認をお願いさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○吉野座長 本日は活発な議論をどうもありがとうございました。これで会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時01分 閉会